



保護者向け出前講座を利用してみませんか？



～ 保護者向け出前講座について ～

近年の複雑化する消費者トラブルを未然に防止するには、学校だけでなく、家庭においても消費者教育を行うことが大切です。福島県消費生活課では、児童や生徒、先生方はもちろん、保護者向けの出前講座も開催しております。児童や生徒と一緒に受講することも可能ですので、学校行事等で積極的にご活用ください！

Q どんなテーマがありますか？

A 以下のようなテーマで出前講座が可能です。（※下記以外についてもご相談ください）

分野	テーマ
悪質商法・なりすまし詐欺	若者を狙う悪質商法
インターネット・トラブル	危ない！！インターネットの悪質商法
	ケータイ、スマホのトラブル（SNSの落とし穴）
食品関係	食品の安全性と消費者が注意するポイント
	消費期限・賞味期限と食品ロス
	機能性表示食品について
製品事故	くらしの事故から子どもを守ろう
契約	よくわかる契約Q&A
	ご存じですか？クーリング・オフ制度
	「契約」の基礎知識
消費者市民社会	エシカル消費とは？
法律関係	わかりやすい特定商取引法講座
	景品表示法について学ぼう
金銭教育	お金の使い方について学ぼう！ （お買い物すごろくゲーム、カレー作りのお買い物ゲーム 等）

裏面へ

Q 出前講座を申し込むにはどうすればいいですか？

A 開催の2ヶ月前までに「講師派遣申請書」をご提出ください。

☆講師派遣申請書は福島県HP「消費者教育」のページから印刷できます。

☆申請書は、県消費生活課 FAX 番号【024-521-7982】 もしくは
メールアドレス【syouhi@pref.fukushima.lg.jp】
にお送りください。



※ご希望の日程によっては対応できない場合があります。

※最寄り駅までの送迎をお願いする場合があります。



<<お問い合わせ先>>

福島県消費生活課(福島県消費生活センター)

普及・啓発担当 ☎024-521-7736

詳しくは、福島県HP「消費者教育」のページをご覧ください。

⇒【福島県消費者教育】で

URL : <https://www.pref.fukushima.lg.jp/sec/16005b/syouhisyakyouiku.html>



子どものトラブル事例

事例1

オンラインゲームの 課金で高額請求！！

クレジットカード会社から身に覚えのない高額請求があった。小学生の息子に聞くと、友達に教えてもらい無断でカードを持ち出して使用したことが分かった。

事例2

チケットを譲って もらうはずが…

SNS で知り合った人が人気グループのライブチケットを譲ってくれと言いだした。チケット代金を振り込むと、相手と一切連絡が取れなくなってしまった。

トラブルを防ぐために

保護者の
心がけ



- ★ 家庭内で話し合い、インターネット・SNSとの付き合い方についてルールを決める
- ★ クレジットカードやキャリア決済のパスワード等の管理を徹底する
- ★ ペアレンタルコントロール（保護者が子どもの使う端末の利用を制限・管理する仕組み）を利用する

子どもの
心がけ



- ☆ クレジットカードの基本的な仕組みや注意点について理解する
- ☆ 契約の仕組みについて理解する